

指導監査課／事務所

指導監査課及び事務所は、保険医療機関等からの各種届出の受付・処理や保険医療機関等への指導監査を行っています。また、東海北陸地方社会保険医療協議会部会の運営を行い、保険医療機関等の指定業務を行っています。

「指導監査課」は愛知県を管轄し、「事務所」は富山県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県の各県内に設置され、それぞれの県域を管轄しています。

1. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定について

(1) 概要

健康保険法に基づく保険医療機関等及び指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関において健康保険の診療に従事する保険医及び保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師の登録を行っています。

ア 保険医療機関等の指定

医療機関又は薬局が健康保険法等の公的医療保険の療養の給付の取扱いを行うためには、厚生労働大臣の指定を受けることになります。

この指定を受けた医療機関を保険医療機関、薬局を保険薬局といいます。地方厚生局が健康保険法に基づく保険医療機関等の指定を行おうとする場合は、地方社会保険医療協議会に諮問しなければならないこととされています。

イ 保険医等の登録

保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（「保険医」という。）又は薬剤師（「保険薬剤師」という。）でなければならないとされています。

ウ 指定訪問看護事業者の指定

訪問看護事業者が健康保険法に基づく訪問看護事業を行うためには、厚生労働大臣による指定訪問看護事業者の指定を受ける必要があります。

(2) 対象

- ア 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医療機関及び薬局
- イ 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医師、歯科医師及び薬剤師
- ウ 健康保険法による訪問看護事業を行っている（行おうとする）訪問看護事業者

(3) 実績

令和7年度の保険医療機関等の指定状況は、次のとおりです。

（単位：機関）

県名		医科	歯科	薬局	指定訪問看護事業所
富山県	指定	22	17	18	10
	更新	76	34	70	
石川県	指定	28	9	23	11
	更新	87	41	90	
岐阜県	指定	46	26	54	45
	更新	130	80	129	
静岡県	指定	88	42	99	54
	更新	251	160	254	
愛知県	指定	275	118	229	167
	更新	525	354	406	
三重県	指定	43	18	39	32
	更新	132	70	140	
管内計	指定	502	230	462	319
	更新	1,201	739	1,089	

2. 施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出等について

(1) 概要

- ア 厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等に係る保険医療機関等からの届出について、審査、受理等を行っています。
- イ 施設基準等の届出を受理した保険医療機関等を対象として、施設基準等の適合確認のための調査を行っています。（適時調査）

(2) 実績

適時調査の実施状況は、次のとおりです。

(単位：機関)

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県	医科	40	48	42
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	40	48	42
県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
静岡県	医科	43	46	45
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	43	46	45
県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
石川県	医科	53	60	51
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	53	60	51
県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
愛知県	医科	82	56	19
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	82	56	19
県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
岐阜県	医科	50	38	34
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	50	38	34
県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
三重県	医科	38	38	39
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	38	38	39
県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
管内計	医科	306	286	230
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	306	286	230

3. 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等に対する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

保険医療機関等及び保険医等に「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療等の取扱い、診療報酬等の請求方法並びに保険医療の事務取扱等を周知徹底し、保険診療・保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

集団指導は、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 集団的個別指導

集団的個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して講習等の方式により行います。

(ウ) 個別指導及び新規個別指導

個別指導及び新規個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

保険医療機関等の行う療養の給付が、法令の規定に従って適正に実施されているか、診療報酬等の請求が適正であるかなどを確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査等の実績は、次のとおりです。

ア 集団指導

(単位：機関)

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県	医科	114	162	208
	歯科	93	106	118
	薬局	94	74	112
	指定訪問 看護事業所	7	14	6
	計	308	356	444

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
静岡県	医科	483	508	385
	歯科	413	438	224
	薬局	325	331	311
	指定訪問 看護事業所	32	44	0
	計	1,253	1,321	920

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
石川県	医科	183	187	124
	歯科	99	95	91
	薬局	90	109	75
	指定訪問 看護事業所	12	9	12
	計	384	400	302

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
愛知県	医科	970	1,082	883
	歯科	487	1,115	678
	薬局	563	572	564
	指定訪問 看護事業所	126	139	147
	計	2,146	2,908	2,272

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
岐阜県	医科	24	559	262
	歯科	18	444	208
	薬局	44	328	198
	指定訪問 看護事業所	26	29	41
	計	112	1,360	709

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
三重県	医科	225	261	247
	歯科	146	176	175
	薬局	123	118	151
	指定訪問 看護事業所	23	28	24
	計	517	583	597

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
管内計	医科	1,999	2,759	2,109
	歯科	1,256	2,374	1,494
	薬局	1,239	1,532	1,411
	指定訪問 看護事業所	226	263	230
	計	4,720	6,928	5,244

イ 集団的個別指導

(単位：機関)

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県	医科	37	22	30
	歯科	35	32	35
	薬局	37	39	37
	計	109	93	102

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
静岡県	医科	146	78	162
	歯科	138	95	123
	薬局	135	127	144
	計	419	300	429

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
石川県	医科	41	27	38
	歯科	38	35	38
	薬局	41	42	41
	計	120	104	117

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
愛知県	医科	269	157	301
	歯科	288	142	272
	薬局	248	268	261
	計	805	567	834

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
岐阜県	医科	71	46	88
	歯科	74	28	59
	薬局	74	76	76
	計	219	150	223

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
三重県	医科	64	51	82
	歯科	64	28	57
	薬局	60	64	65
	計	188	143	204

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
管内計	医科	628	381	701
	歯科	637	360	584
	薬局	595	616	624
	計	1,860	1,357	1,909

ウ 個別指導

(単位：機関)

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県	医科	7	5	5
	歯科	4	7	5
	薬局	4	4	13
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	15	16	23

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
静岡県	医科	13	8	9
	歯科	0	2	8
	薬局	11	8	13
	指定訪問 看護事業所	1	0	1
	計	25	18	31

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
石川県	医科	7	6	10
	歯科	4	1	3
	薬局	6	0	6
	指定訪問 看護事業所	0	1	0
	計	17	8	19

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
愛知県	医科	35	36	30
	歯科	20	33	45
	薬局	31	34	30
	指定訪問 看護事業所	0	1	3
	計	86	104	108

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
岐阜県	医科	20	18	16
	歯科	7	5	8
	薬局	19	13	18
	指定訪問 看護事業所	1	2	3
	計	47	38	45

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
三重県	医科	4	0	7
	歯科	6	6	14
	薬局	5	4	12
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	15	10	33

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
管内計	医科	86	73	77
	歯科	41	54	83
	薬局	76	63	92
	指定訪問 看護事業所	2	4	7
	計	205	194	259

工 新規個別指導

(単位：機関)

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県	医科	13	12	15
	歯科	4	6	4
	薬局	37	26	21
	計	54	44	40

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
静岡県	医科	43	61	49
	歯科	29	32	31
	薬局	66	64	64
	計	138	157	144

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
石川県	医科	20	21	12
	歯科	6	6	10
	薬局	22	24	17
	計	48	51	39

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
愛知県	医科	144	164	175
	歯科	85	87	81
	薬局	182	157	124
	計	411	408	380

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
岐阜県	医科	42	24	28
	歯科	14	21	21
	薬局	31	48	37
	計	87	93	86

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
三重県	医科	27	10	33
	歯科	13	9	11
	薬局	27	24	32
	計	67	43	76

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
管内計	医科	289	292	312
	歯科	151	161	158
	薬局	365	343	295
	計	805	796	765

才 監査

(単位：機関)

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
静岡県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
石川県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
愛知県	医科	0	0	1
	歯科	1	2	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	1
	計	1	2	2

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
岐阜県	医科	0	1	1
	歯科	0	1	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	0	2	1

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
三重県	医科	1	1	0
	歯科	1	0	0
	薬局	1	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	3	1	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
管内計	医科	1	2	2
	歯科	2	3	0
	薬局	1	0	0
	指定訪問 看護事業所	0	0	1
	計	4	5	3

4. 柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの登録及び承諾について

(1) 概要

柔道整復師の施術に係る受領委任の取扱い等に関する柔道整復師からの届出・申出について、審査等を行っています。

(2) 受領委任の取扱いの登録及び承諾状況

(令和8年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	施術管理者 (単位：人)
富山県	469	464
石川県	419	417
岐阜県	806	801
静岡県	1,109	1,106
愛知県	2,355	2,353
三重県	420	417
管内計	5,578	5,558

5. 柔道整復師の施術に係る療養費に関する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」等に定められている柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任の取扱い、療養費の請求事務等に関する適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

受領委任の取扱い等を登録・承諾した柔道整復師を対象として、一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となる柔道整復師に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

受領委任の取扱いにより療養費を請求する柔道整復師等に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が実際に行われているか確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査の実績は、次のとおりです。

(単位：人)

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県	集団指導	12	3	12
	個別指導	0	0	0
	計	12	3	12
	監査	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
静岡県	集団指導	57	39	56
	個別指導	1	2	0
	計	58	41	56
	監査	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
石川県	集団指導	10	7	5
	個別指導	0	0	0
	計	10	7	5
	監査	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
愛知県	集団指導	39	126	103
	個別指導	2	1	0
	計	41	127	103
	監査	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
岐阜県	集団指導	27	23	13
	個別指導	1	1	0
	計	28	24	13
	監査	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
三重県	集団指導	20	16	16
	個別指導	0	0	0
	計	20	16	16
	監査	0	0	0

県名		令和4年度	令和5年度	令和6年度
管内計	集団指導	165	214	205
	個別指導	4	4	0
	計	169	218	205
	監査	0	0	0

6. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いの承諾について

(1) 概要

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の受領委任の取扱い等に関するはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師からの申出について、審査等を行っています。

(2) 受領委任の取扱いの承諾状況

(令和8年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	施術管理者 (単位：人)
富山県	171	173
石川県	181	183
岐阜県	494	498
静岡県	882	891
愛知県	2,513	2,580
三重県	337	351
管内計	4,578	4,676

7. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」等に定められている受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任の取扱い、療養費の請求事務等に関する質的向上及び適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

受領委任の取扱い等を承諾したはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師を対象として、一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となるはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

受領委任の取扱いにより療養費を請求するはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師等に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が実際に行われているか確認することを目的として監査を行っています。

（２）実績

指導及び監査の実績は、次のとおりです。

（単位：人）

県名		令和４年度	令和５年度	令和６年度
富山県	集団指導	0	9	5
	個別指導	0	0	0
	計	0	9	5
	監査	0	0	0
県名		令和４年度	令和５年度	令和６年度
静岡県	集団指導	18	24	32
	個別指導	0	0	0
	計	18	24	32
	監査	0	0	0
県名		令和４年度	令和５年度	令和６年度
石川県	集団指導	4	8	2
	個別指導	0	0	0
	計	4	8	2
	監査	0	0	0
県名		令和４年度	令和５年度	令和６年度
愛知県	集団指導	114	130	115
	個別指導	0	2	0
	計	114	132	115
	監査	0	0	0
県名		令和４年度	令和５年度	令和６年度
岐阜県	集団指導	15	11	13
	個別指導	0	0	0
	計	15	11	13
	監査	0	0	0
県名		令和４年度	令和５年度	令和６年度
三重県	集団指導	15	10	12
	個別指導	0	0	0
	計	15	10	12
	監査	0	0	0
県名		令和４年度	令和５年度	令和６年度
管内計	集団指導	166	192	179
	個別指導	0	2	0
	計	166	194	179
	監査	0	0	0

８．地方社会保険医療協議会部会の運営について

（１）概要

東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則に基づき、保険医療機関等の指定について審議するため、東海北陸地方社会保険医療協議会の部会を管内県域ごとに設置しており、指導監査課及び事務所ではその庶務を行っています。

（２）実績

県域ごとに毎月１回部会を開催しています。